

○ 北海道職員等の配偶者同行休業の運用について（通知）

（平成26年7月15日 人委第234号）

最終改正 令和4年2月8日 人委第704号

北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北海道条例第83号。以下「条例」という。）及び北海道職員等の配偶者同行休業に関する規則（北海道人事委員会規則22-0）が平成26年7月15日に施行されることに伴い、配偶者同行休業（条例第1条に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）の運用について次のとおり定めたので通知する。

記

第1 配偶者同行休業の承認関係

- 1 条例第2条の「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、配偶者同行休業を請求した職員の業務の内容及び業務量を考慮した上で、業務分担の変更、職員の配置換え、条例第9条第1項の規定による任用その他の当該業務を処理するための措置等を総合的に勘案するものとする。
- 2 条例第2条の「職員の勤務成績」を考慮するに当たっては、配偶者同行休業を請求した職員に係る人事評価記録その他当該職員の勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づかなければならない。
- 3 条例第2条の「その他の事情」には、例えば、配偶者同行休業の請求の時点において、職務に復帰した後、一定期間在職することが見込まれ、かつ、継続して勤務する意思があることが含まれる。

第2 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由関係

- 1 配偶者同行休業の期間中において配偶者（条例第5条第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が外国に滞在する事由に変更を生じた場合における当該変更後の事由は、当該変更前の事由と同様、条例第4条各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、6月以上にわたり継続することが見込まれるものである必要がある。
- 2 条例第4条第1号の「外国での勤務」とは、配偶者が法人その他の団体に所属して外国において勤務することをいい、報酬の有無は問わない。
- 3 条例第4条第2号の「活動」には、例えば、次に掲げる活動が含まれる。
 - (1) 法律、医療等の専門的な知識又は技能が必要とされる業務に従事する活動
 - (2) 報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動
 - (3) 音楽、美術、文学その他の芸術上の活動

第3 配偶者同行休業の承認の申請関係

- 1 条例第5条第1項の「配偶者同行休業をしようとする期間」とは、連続する一の期間をいう。
- 2 任命権者は、条例第5条第1項又は第6条第1項の規定による申請があった場合には、速やかにその承認の可否を当該申請をした職員に通知するものとする。
- 3 条例第6条の2の「人事委員会がこれに準ずると認める事情」の認定の申請は、任命権者が、配偶者同行休業の期間の再度の延長に係る配偶者同行休業承認申請書の写しその他の認定を受けるため必要があると認める条例第6条第2項において準用する

条例第5条第2項の書類の写しを添付する文書により行うものとする。

- 4 前項に規定する文書（同項に規定する添付書類を含む。）による申請は、当該文書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

第4 配偶者同行休業の承認の取消関係

- 1 条例第8条第1項第2号の「配偶者でなくなった場合」とは、職員と配偶者とが離婚した場合（当該配偶者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった職員にあっては、当該事情が解消した場合）をいう。
- 2 条例第8条第1項第3号の「配偶者と生活を共にしなくなった場合」とは、例えば、職員と配偶者とが同居しない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合をいう。

第5 配偶者同行休業に伴う任期付採用関係

- 1 任命権者は、条例第9条第1項の規定により職員を採用しようとする場合は、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した書面又は電磁的記録を職員となる者に提出させるものとする。
- 2 任命権者は、条例第9条第3項の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した書面又は電磁的記録を提出させるものとする。

(総務審査課総務審査グループ)